

# 平成 22 年度税制改正（非課税等特別措置）見直し事項

（ 廃 止 ・ 縮 減 ）

|           |  |         |       |
|-----------|--|---------|-------|
| No        | 2  | 府 省 庁 名 | 厚生労働省 |
| 対象税目      | 個人住民税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">法人住民税</span> 事業税 事業税（外形）不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）  |         |       |
| 見直し項目名    | 情報基盤強化税制   |         |       |
| 見直し内容（概要） | <p>情報基盤強化税制の対象設備のうち、資本金 1 億円以上の企業が導入するサーバについては、トップランナー基準等を満たした省エネ効果の高いサーバのみを対象とすることで、対象設備の絞り込みを行う。</p>   |         |       |
| 〔関係条文〕    | 〔 地方税法第 23 条第 1 項第 3 号、同法第 72 条の 23 第 1 項、同法第 292 条第 1 項第 3 号 〕  |         |       |
| 廃止又は縮減の理由 | <p>○情報化社会の進展に伴い、サーバを中心とする I T 機器の消費電力も急増。I T 機器による消費電力は 2025 年には現在の 5.2 倍（国内の全消費電力の約 20%）に到達すると推計されており、情報化を進めるに当たってエネルギー消費とのバランスを考慮することは強い社会的要請となっている。</p> <p>○特に、多くのサーバを購入・利用する大企業についてはこの要請が強く、情報基盤強化税制の対象となるサーバについて一定のエネルギー効率を求めることで、省エネと企業の競争力強化を同時に実現していく必要がある。</p> <p>○なお、中小企業については、大企業と比べて I T 投資余力が少なく、省エネ効果の高いサーバへの投資が難しいことを考慮し、資本金 1 億円以上の企業が導入するサーバについてのみエネルギー効率の要件を課すこととする。</p> |         |       |
| 増収見込額     | 2, 375（単位：百万円）   |         |       |